

# 平成六年法律第二百三十三号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

## 目次

第一章 総則（第一条～第三条）	米穀の需給及び価格の安定を図るための措置
第二章 基本指針（第四条）	適正かつ円滑な流通の確保に関する措置
第三章 生産調整方針（第五条～第七条）	第一款 生産の二米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項（第二・第七条の三）
第四章 政府の買入れ及び売渡し（第二十九条～第三十三条）	第一款 米穀安定供給確保支援機構（第八条～第十七条）
第五章 緊急時の措置（第三十七条～第四十条）	第二款 米穀價格形成センター（第十八条～第二十八条）
第六章 第二節 政府の買入れ及び売渡し（第二十九条～第三十三条）	第三款 米穀價格形成センター（第十八条～第二十八条）
第七章 第三節 政府以外の者の行う輸入及び輸出（第三十四条～第三十六条）	第四節 政府の買入れ及び売渡し（第二十九条～第三十三条）
第八章 第五節 緊急時の措置（第三十七条～第四十条）	第五節 緊急時の措置（第三十七条～第四十条）
第九章 第六節 緊急時の措置（第三十七条～第四十条）	第六節 緊急時の措置（第三十七条～第四十条）
第十章 第七節 緊急時の措置（第三十七条～第四十条）	第七節 緊急時の措置（第三十七条～第四十条）
第十一章 第八節 緊急時の措置（第三十七条～第四十条）	第八节 第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置
第十二章 第九節 緊急時の措置（第三十七条～第四十条）	第九節 第一章 総則（目的）
第十三章 第十節 総則（第一条～第三条）	第一節 基本指針（第四条）
第十四章 第十一節 総則（第四条～第六十二条）	第二節 基本指針（第五条～第七条）
第十五章 第十二節 総則（第八条～第十七条）	第三節 生産調整方針（第十八条～第二十八条）
第十六章 第十三節 総則（第二十九条～第三十三条）	第四節 政府の買入れ及び売渡し（第二十九条～第三十三条）
第十七章 第十四節 総則（第三十四条～第三十六条）	第五節 緊急時の措置（第三十七条～第四十条）
第十八章 第十五節 総則（第三十七条～第四十条）	第六節 緊急時の措置（第三十七条～第四十条）
第十九章 第十六節 総則（第三十七条～第四十条）	第七節 緊急時の措置（第三十七条～第四十条）
第二十章 第十七節 総則（第三十七条～第四十条）	第八节 第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置
第二十一章 第十八節 総則（第三十七条～第四十条）	第九節 第一章 総則（目的）
第二十二章 第十九節 総則（第一条～第三条）	第一節 基本指針（第四条）
第二十三章 第二十節 総則（第五条～第七条）	第二節 基本指針（第五条～第七条）
第二十四章 第二十一節 総則（第八条～第十七条）	第三節 生産調整方針（第十八条～第二十八条）
第二十五章 第二十二節 総則（第二十九条～第三十三条）	第四節 政府の買入れ及び売渡し（第二十九条～第三十三条）
第二十六章 第二十三節 総則（第三十四条～第三十六条）	第五節 緊急時の措置（第三十七条～第四十条）
第二十七章 第二十四節 総則（第三十七条～第四十条）	第六節 緊急時の措置（第三十七条～第四十条）
第二十八章 第二十五節 総則（第三十七条～第四十条）	第七節 緊急時の措置（第三十七条～第四十条）
第二十九章 第二十六節 総則（第三十七条～第四十条）	第八节 第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置
第三十章 第二十七節 総則（第三十七条～第四十条）	第九節 第一章 総則（目的）

1 他の米穀の需給及び価格の安定に関する重要事項	2 政府は、前項に規定する生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては、生産者との自主的努力を支援することを旨とするとともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。
3 農林水産大臣は、前項第二号に掲げる事項を定めるため必要があるときは、都道府県知事に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。	4 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときには、都道府県知事の意見を聴かなければならない。
5 農林水産大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。	6 農林水産大臣は、米穀の需給事情その他の経済事情に変動が生じた場合において、特に必要があると認めるときは、基本指針を変更することができる。
7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による基本指針の変更について準用する。	8 第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置

1 前二項に規定するもののほか、生産調整方針の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。	2 地方公共団体は、前項の規定により協力を求められた場合において、生産調整方針の作成及びその適切な運用がその地方公共団体の区域の特性に応じた農業の振興に資すると認めるとときは、必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。
3 農林水産大臣は、前項第二号に掲げる事項を定めるところにより、米穀の生産調整に関する方針（以下「生産調整方針」という。）を作成し、当該生産調整方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けることができる。	4 第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置
4 農林水産大臣は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。	5 第二節 第一章 総則（目的）
5 農林水産大臣は、第一項の認定方針に照らして、第一生産調整方針の内容が基本指針に適合するものであることをする。	6 第二節 第一章 総則（目的）
6 第二節 第一章 総則（目的）	7 第二節 第一章 総則（目的）

- 2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、機構の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。
- 3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 4 農林水産大臣は、前項の規定による届出がつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
- 第九条** 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第五条第一項の認定に係る生産調整方針に従つて米穀の生産を行う者に対し、当該認定に係る生産調整方針に基づき同条第二項第二号に規定する米穀を在庫として保有する措置の実施のために必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付けを行うこと。

- 二 米穀の安定供給の確保に資する売買取引に係る米穀の買受けに係る債務（当該債務の履行に必要な資金の借入れに係る債務を含む。）を保証すること。

- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

- 第十一条** 機構は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（貸付けの決定を除く。）及び同条第二号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

- (業務規程の認可)
- 第十二条** 機構は、第九条第一号及び第二号に掲げる業務（以下「貸付等業務」という。）を行ふときは、貸付等業務の開始前に、貸付等業務の実施に関する規程（以下この款において「業務規程」と作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするとするときも、同様とする。

- 2 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が貸付等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更べきことを命ずることができる。

- 3 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、農林水産省令で定める。

(事業計画等)

**第十二条** 機構は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(指定)

**第十三条** 機構は、第九条第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理、同条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

(農林水産省令への委任)

**第十四条** 前二条に定めるもののほか、機構が貸付等業務を行う場合における機構の財務及び会計に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(改善命令)

**第十五条** 農林水産大臣は、第九条各号に掲げる業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、機構に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

**第十六条** 農林水産大臣は、機構が次の各号のいづれかに該当するときは、第八条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」といいう。）を取り消すことができる。

(業務規程の認可)

**第十七条** 農林水産大臣は、前項の規定によることのできる者は、米穀の買入れ又は売渡しの業務を適確に遂行するに足りる資力信用を有しない者その他の業務規程で定める者以外の者とする。

(売買取引)

**第十八条** 農林水産大臣は、米穀の取引の指標とすべき適正な価格の形成を図り、もってその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人、一般財團法人その他當利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確實に行うことができると認められるものを、その申請により、米穀価格形成センター（以下「センター」という。）として指定することができます。

(指定)

**第十九条** 農林水産大臣は、前項の規定により売買取引の制限をしたときは、速やかに、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

(売買取引数量等の公表)

**第二十条** センターは、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

(事業計画等)

**第二十一条** センターは、前項の規定により売買取引の制限をしたときは、速やかに、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

(役員の選任及び解任)

**第二十二条** センターは、売買取引における方法その他の業務規程で定める方法によらなければならぬ。

(改善命令)

**第二十三条** センターは、売買取引が行われたときは、売買取引の数量及び価格その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

(事業計画等)

**第二十四条** センターは、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

(改善命令)

**第二十五条** センターの役員が、この款の規定（当該規定に基づく命令及び処分を含む。）若しくは第二十条第一項の認可を受けた業務規程に違反する行為をしてたとき、又は第十九条第一号に掲げる業務に關し著しく不適当な行為をしてたときは、農林水産大臣は、センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務)

**第二十六条** センターの役員若しくは職員又はこれらの中の職にあつた者は、第十九条第一号に掲げる業務の運営に關し改善が必要であると認められた業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(改善命令)

**第二十七条** 農林水産大臣は、第十九条各号に掲げる業務の運営に關し改善が必要であると認められたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(改善命令)

- 2 前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

- 第三款** 米穀価格形成センター

- 第十三条** 機構は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

- 第十四条** 機構は、第九条第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理、同条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

- 第十五条** 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

- 第十六条** センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、一般財團法人その他當利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確實に行うことができると認められるものを、その申請により、米穀価格形成センター（以下「センター」という。）として指定することができます。

- 第十七条** センターは、前項の規定により売買取引の制限をしたときは、速やかに、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

- 第十八条** センターは、前項の規定により売買取引の制限をしたときは、速やかに、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

- 第十九条** センターは、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

- 第二十条** センターは、前号に掲げる業務に附帯する業務を行ふこと。

- 第二十一条** センターは、前項の規定により売買取引の制限をしたときは、速やかに、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

- 第二十二条** センターは、売買取引における方法その他の業務規程で定める方法によらなければならぬ。

- 第二十三条** センターは、売買取引が行われたときは、売買取引の数量及び価格その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

- 第二十四条** センターは、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

- 第二十五条** センターの役員が、この款の規定（当該規定に基づく命令及び処分を含む。）若しくは第二十条第一項の認可を受けた業務規程に違反する行為をしてたとき、又は第十九条第一号に掲げる業務に關し著しく不適当な行為をしてたときは、農林水産大臣は、センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

- 第二十六条** センターの役員若しくは職員又はこれらの中の職にあつた者は、第十九条第一号に掲げる業務の運営に關し改善が必要であると認められた業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 第二十七条** 農林水産大臣は、第十九条各号に掲げる業務の運営に關し改善が必要であると認められたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

るときは、センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

農林水産大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第十九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

四 第二十条第一項の認可を受けた業務規程によらないで第十九条第一号に掲げる業務を行つたとき。

農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

### 第三節 政府の買入れ及び売渡し

農林水産省令で定める手続に従い、米穀の政府買入れ及び政府売渡し

基本指針に即して、国内産米穀の買入れを行ふこととする。

(米穀等の輸入を目的とする買入れ及び当該米穀の売渡し)

政府は、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、農林水産省令で定める手続に従い、米穀の政府買入れ及び政府売渡し

基本指針に即して、国内産米穀の買入れを行ふこととする。

(米穀等の輸入を目的とする買入れ及び当該米穀の売渡し)

政府は、米穀等(米穀及び米穀を加工し、又は調製したものであつて政令で定めるもの)をいう。以下この章において同じ。)の輸入を目的とする買入れを行い、及び買受資格者に対し当該米穀の売渡しを行うことができる。

政府は、必要があると認める場合には、前項の米穀等の買入れを他に委託することができる。

第一項の輸入を目的とする買入れには、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を、当該米穀の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

(輸入に係る米穀等の特別な方式による買入れ及び売渡し)

政府は、米穀等の輸入を行おうとする者及び当該輸入に係る米穀等の買受けを行おうとする者及び当該輸入に係る米穀等の買受けを行おうとする者

うとする買受資格者の連名による申込みに応じて、当該輸入に係る米穀等を買入れることができる。

政府は、前項の規定により買入れた米穀等を同項の申込みを行つた買受資格者に対し、当該申込みに応じて売り渡すものとする。

第一項の規定により買入れた米穀等の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を、当該米穀等の買入の価格に加えて得た額を超えてはならない。

(米穀等の輸出を目的とする売渡し)

政府は、特に必要があると認めるとときは、米穀等の輸出を目的とする売渡しを行うことができる。

第三十条の第二項の規定は、前項の米穀等の売渡しについて準用する。

(政府売渡しの附帯条件等)

農林水産大臣は、第二十九条から前

条までの規定により米穀を売り渡す場合には、売渡しに係る米穀の譲渡又は使用に關し、その時期、相手方等の制限その他必要な条件を付すことができる。

農林水産大臣は、前項の規定により条件を付されて米穀の売渡しを受けた者が、その条件に違反したときは、当該違反に係る米穀の売渡し価格に農林水産大臣が定める割合を乗じて得られる金額に相当する額の違約金を徴収することができる。

米穀の売渡しを受けた者が、その条件に違反したときは、当該違反に係る米穀の売渡し価格に農林水産大臣が定める割合を乗じて得られる金額に相当する額の違約金を徴収することができる。

農林水産大臣は、前項の規定により条件を付されて米穀の売渡しを受けた者が、その条件に違反したときは、当該違反に係る米穀の売渡し価格に農林水産大臣が定める割合を乗じて得られる金額に相当する額の違約金を徴収することができる。

2 前項の納付金の受領は、関税法第七十条第一項の許可、承認等とみなす。

第一項の納付金の納付手続その他の納付金に關する必要な事項は、政令で定める。

(米穀の輸入数量の届出)

農林水産大臣は、前項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を、当該米穀等の買入の価格に加えて得た額を超えてはならない。

当該米穀等の買入の価格に加えて得た額を超過してはならない。

(米穀の輸出数量の届出)

農林水産大臣は、前項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を、当該米穀等の買入の価格に加えて得た額を超えてはならない。

当該米穀等の買入の価格に加えて得た額を超過してはならない。

地域又は時期の指定、数量又は価格の制限に服すべきことを命ずることができる。

(米穀の生産者に対する命令)

農林水産大臣は、前項に規定する措置を講じてもなお米穀の適正かつ円滑な供給を確保することが困難であると認められるときは、米穀の生産者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、その生産した米穀を、政府に売り渡すべきことを命ずることができる。

前項の場合における政府の買入れの価格は、時価によるものとする。

(米穀の割当て又は配給等)

前項に規定する措置をもつてしてころにより、あらかじめ、当該輸出に係る数量を農林水産大臣に届け出なければならない。

第一項の規定による政府の委託を受けて輸出する場合

二 国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める米穀を輸出する場合

(緊急時における対応)

政府は、米穀の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、米穀の適正かつ円滑な供給が相当の期間極めて困難となることにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その事態を克服するため次条から第四十一条までに規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

それがある場合において、その事態に對処するため次条から第四十一条までに規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

前項の政令で定める事項は、その事態を克服するため必要な限度を超えるものではない。

前項の政令で定める事項をもつてしてなることは、禁止し必要な事項を定めることができる。

(第三章 麦その他の主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置)

政府は、米穀の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、米穀の適正かつ円滑な供給が相当の期間極めて困難となることにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その事態を克服するため次条から第四十一条までに規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

それがある場合において、その事態に對処するため次条から第四十一条までに規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

前項の政令で定める事項をもつてしてなることは、禁止し必要な事項を定めることができる。

(麦の需給見通し)

農林水産大臣は、麦の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、毎年、麦の需給に関する見通し(以下「需給見通し」という。)を定めるものとする。

需給見通しにおいては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 麦の種類別需要数量に関する事項

二 前号の種類別需要数量に対応する麦の生産数量及び輸入数量に関する事項

三 麦の備蓄の種類別目標数量その他の麦の備蓄の運営に関する事項

四 その他麦の需給の安定に関する事項

四条第一項の規定により基本指針を定める場合においても、同様とする。

政府は、第一項に規定する事態が消滅したと認めるときは、直ちに、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

同条第三項中「前項第二号」とあるのは「第四十二条第三項から第七項までの規定において「米穀」とあるのは「麦」と読み替えるものとする。

第三十一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等を輸入する場合

地の運送による輸入に係る米穀等を買入れる場合

であつて政令で定めるものをいう。第五項及び次条から第四十五条までにおいて同じ。)の輸入を目的とする買入れを行うことができる。

2 政府は、前項の輸入を目的とする買入れに係る麦を、随意契約により売り渡すものとする。ただし、農林水産大臣が随意契約によることを不適当と認める場合には、入札の方法による一般競争契約又は指名競争契約のうち農林水産大臣が選択する競争契約により売り渡すものとする。

3 第一項の輸入を目的とする買入れに係る麦を前項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を、当該麦の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

4 第一項の規定による麦の買入れ及び第二項の規定による当該麦の売渡しは、麦の適切な供給（輸入に係る麦等の特別な方式による買入れ及び麦の備蓄の円滑な運営）を図るため、需給見通しに即して行うものとする。

5 第三十条第二項の規定は、第一項の麦等の買入れについて準用する。

**第四十三条** 政府は、麦等の輸入を行おうとする者及び当該輸入に係る麦等の買受けを行おうとする者の連名による申込みに応じて、当該輸入に係る麦等を買い入れることができる。

2 政府は、前項の規定により買い入れた麦等を同項の買受けの申込みを行つた者に対し、当該申込みに応じて売り渡すものとする。

3 第一項の規定により買入れた麦等を前項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を、当該麦等の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

4 第一項の規定による麦の買入れ及び第二項の規定による当該麦の売渡しは、麦の適切な供給を図るため、需給見通しに即して行うものとする。(準用)

**第四十四条** 第三十二条の規定は麦等の売渡しについて、第三十二条の規定は麦の売渡しについて准用する。この場合において、同条第一項中「第二十九条から前条まで」とあるのは、「前条、第四十二条及び第四十三条」と読み替える。

(麦等の輸入)

**第四十五条** 麦等の輸入を行おうとする者は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する

額に、当該輸入に係る麦等の数量を乗じて得た額を、政府に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

二 第四十二条第五項において準用する第三十条の規定による政府の委託を受けて輸入する場合

三 国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める麦等を輸入する場合

2 第三十四条第二項及び第三項の規定は、前項の納付金について準用する。

(米穀以外の主要食糧の買入れ及び売渡し)

**第四十六条** 政府は、主要食糧の適正かつ円滑な供給を図るため特に必要があると認めるときは、第三十条、第三十一条、第四十二条及び第四十三条の規定によるほか、米穀以外の主要食糧の買入れを行うことができる。

2 政府は、第三十一条、第四十二条及び第四十三条の規定によるほか、その保有する米穀以外の主要食糧の売渡しを行なうことができる。

3 第三十条第一項又は第四十二条第一項の規定により買入れた米穀及び麦以外の主要食糧について前項の売渡しを行う場合の価格は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を、当該米穀及び麦以外の主要食糧の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

**第四章 雜則**

**第四十七条** 米穀の出荷又は販売の事業(その事業の規模が農林水産省令で定める規模未満であるものを除く。第五十九条において同じ。)を行おうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名

**第五十条** 政府は、主要食糧の適正かつ円滑な流通の確保に資するため、次条の調査の結果その他主要食糧の需給及び価格に関する情報の提供に努めなければならない。(情報の提供)

**第五十一条** 農林水産大臣は、主要食糧の需給及び価格の安定を図るため、農林水産省令で定めるところにより、主要食糧の生産、流通及び消費の状況に関する調査を行うことができる。(報告及び立入検査)

**第五十二条** 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構若しくはセンターその他業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工若しくは製造を行う者に対し、その業務若しくは資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、これららの者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(都道府県が処理する事務等)

**第五十三条** この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任することができる。

**第五章 訴則**

**第五十五条** 第三十九条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第五十六条** 第二十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第五十七条** 第二十六条の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

**第五十八条** 第五十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避せ、若しくは質問に対する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第五十九条** 第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行つた者は、五十万円以下の罰金に処する。

**第六十条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対し、当該各号に定める罰金刑を、その人に對して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十六条(第七条の三第二項に係る部分に限る。)一億円以下の罰金刑

二 第五十五条、第五十六条(第七条の三第二項に係る部分を除く。)又は前三条 各本条の罰金刑

**第六十一条** 第四十一条第一項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく处分に違反した者を五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、当該違反行為をしたときは、行為者を罰するほ

## (経過措置)

**第五十四条** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

**第五章 訴則**

**第五十五条** 第三十九条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第五十六条** 第二十六条の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

**第五十七条** 第二十六条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第五十八条** 第五十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避せ、若しくは質問に対する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第五十九条** 第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行つた者は、五十万円以下の罰金に処する。

**第六十条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対し、当該各号に定める罰金刑を、その人に對して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十六条(第七条の三第二項に係る部分に限る。)一億円以下の罰金刑

二 第五十五条、第五十六条(第七条の三第二項に係る部分を除く。)又は前三条 各本条の罰金刑

か、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。

#### 第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十五条、第三十六条又は第四十七条第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第四十八条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

#### 附 則 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六十条、第六十一条第八項、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第六十七条、第六十八条第二項中第六十一条第八項の準用に係る部分、第六十九条中第六十三条の準用に係る部分、第七十条、第七十一条第三項、第八十五条（第二号に係る部分に限る。）及び第九十条中第八十五条第二号に係る部分の規定並びに附則第六条第一項及び第二項、附則第十条、附則第十三条（食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）第一条の改正規定中「食糧管理」を「食糧ノ需給及価格ノ安定」に改める部分を除く。）並びに附則第十六条の規定 平成七年四月一日（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、当該協定が日本国について効力を生ずる日以後の政令で定める日）

#### 第五条 食糧管理特別会計

第一条 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日がこの法律の施行の日後となる場合には、この法律による廢止前の食糧管理法（以下「旧法」という。）の附則第二条による改正前の第六条、第十一条及び第三十二条中第十一条に係る部分の規定並びに旧法第三十七条の規定は、附則第一条第一号の政令で定める日までの間は、なおその効力を有する。

#### 二 附則第二条、附則第四条、附則第十一条（附則第二条に係る部分に限る。）及び附則第十二条の規定 平成七年四月一日（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、政令で定める日）

#### （食糧管理法の廃止）

第三条 食糧管理法は、廃止する。

#### （政府の壳渡しに関する経過措置）

第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、この法律の施行の日までにおける同号に掲げる規定の適用については、第六十一一条第八項中「第一項の規定」とあるのは、「食糧管理法第四

条第一項の規定」と、第六十二条第一項中「登録卸売業者その他政令で定める者」とあるのは「食糧管理法第八条ノ三第一項の許可を受けて米穀の卸売の業務を行う者又は政府が指定する者」と、同条第三項中「前条第一項から第七項まで（第一項本文を除く。）」とあるのは「食糧管理法第四条（第一項本文を除く。）及び第五条」と、「同条第一項本文中「政府米を、登録米穀ヲ受ケテ米穀ノ卸売ノ業務ヲ行フ者」とあるのは「同法第四条第一項中「其ノ買入レタル米穀」とあるのは「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六十二一条第一項ノ規定ニ依り買入レタル米穀等」と、「第八条ノ三第一項ノ許可ヲ受ケテ米穀ノ卸売ノ業務ヲ行フ者又ハ政府ノ指定スル者」とあるのは「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六十二条第一項ノ規定ニ依リ申込ヲ為シタル買受資格者」と、第六十八条第二項において準用する第六十二条第一項中「第一項の規定」とあるのは「食糧管理法第四条ノ三第一項の規定」と、「同条第一項本文中「前項」とあるのは「食糧管理法第五条第一項」とする。

（旧法の暫定的効力）

第五条 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日がこの法律の施行の日後となる場合には、この法律による廢止前の食糧管理法（以下「旧法」という。）の附則第二条による改正前の第六条、第十一条及び第三十二条中第十一条に係る部分の規定並びに旧法第三十七条の規定は、附則第一条第一号の政令で定める日までの間は、なおその効力を有する。

#### （基本計画に関する経過措置）

#### 第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後第四条の規定に基づき最初に基本計画が定められるまでの間に、農林水産大臣は、政令で定めるところにより、米穀の輸入の実施に関する計画（次項において「輸入計画」という。）を定めるものとする。

（基本計画による経過措置）

第七条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後第四条の規定に基づき最初に基本計画が定められるまでの間に、農林水産大臣は、政令で定めるところにより、米穀の輸入の実施に関する計画（次項において「輸入計画」という。）を定めるものとする。

#### （輸入計画）

（輸入計画）

#### （輸入計画）

（輸入計画）

ては、旧法第二条ノ二の規定に基づき定められた米穀の管理に関する基本計画及び旧法第八条の規定に基づき定められた米穀の供給に関する実施計画を、第四条の規定に基づき定められた基本計画とみなす。

（出荷取扱業の登録等に関する経過措置）

この法律の施行の際現に旧法第八条ノ二第一項の指定を受けている者は、この法律の施行の日から八月間は、第六条第一項の登録を受けたものとみなす。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に基づく登録又は登録の拒否の処分がある日まで、同様とする。

（出荷取扱業の登録の取消し等に関する経過措置）

この法律の施行の際現に旧法第八条ノ三第一項の許可を受けている者は、この法律の施行の日から八月間は、第三十五条第一項の登録を受けたものとみなす。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に基づく登録又は登録の拒否の処分がある日まで、同様とする。

（出荷取扱業の登録の取消し等に関する経過措置）

この法律の施行の際現に旧法第八条ノ二第五項の規定による指定の取消しは、第九条第一項又は第二十四条第一項の規定による登録の取消しとみなす。

（旧法の規定による登録の取消しとみなす）

旧法の規定による登録の取消しは、第二十二条政令第三百三十号第一条の四第三項の規定による登録の取消しとみなす。

（旧法の規定による登録の取消しとみなす）

旧法の規定に基づく食糧管理法施行令（昭和二十二年政令第三百三十号）第一条の四第三項の規定による指定の取消しは、第二十八条第二項の規定による指定の取消しは、第三十四条第一項の規定による指定の取消しとみなす。

（旧法の規定による登録の取消しとみなす）

旧法第八条ノ二第五項において準用する旧法の規定による登録の取消しとみなす。

（旧法の規定による登録の取消しとみなす）

旧法の規定による登録の取消しは、第二十二条政令第三百三十号第一条の四第三項の規定による指定の取消しは、第二十八条第二項の規定による指定の取消しは、第三十四条第一項の規定による指定の取消しとみなす。

（旧法の規定による登録の取消しとみなす）

旧法第八条ノ二第五項において準用する旧法の規定による登録の取消しとみなす。

（旧法の規定による登録の取消しとみなす）

旧法第八条ノ二第五項において準用する旧法の規定による登録の取消しとみなす。

（旧法の規定による登録の取消しとみなす）

旧法第八条ノ二第五項において準用する旧法の規定による登録の取消しとみなす。

（旧法の規定による登録の取消しとみなす）

おいても、その申請を行うことができる。第三十条第一項の自主流通計画の認可の申請についても、同様とする。

（出荷取扱業の登録等に関する経過措置）

この法律の施行の際現に旧法第八条ノ二第一項の規定による指定を受けようとする法人は、この法律の施行の日前においても、その申請を行なうことができる。第五十条第一項の業務規程の認可の申請についても、同様とする。

（出荷取扱業の登録等に関する経過措置）

この法律の施行の際現に旧法第八条ノ二第一項の規定による指定を受けた法人は、この法律の施行の日前においても、その申請を行なうことができる。第五十条第一項の業務規程の認可の申請についても、同様とする。

九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定

（国等の事務）  
（处分、申請等に関する経過措置）

**第一百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

**（处分、申請等に関する経過措置）**

**第一百六十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定（以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対しらない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものの

ほか、これを改正後のそれぞれの法律の相當規定により國又は地方公共團体の相当の機關に対して報告・届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。  
**第一百六十二条** 施行日前にされた國等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁（以下この条において「处分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該处分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該处分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該处分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。  
**第二百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。（その他の経過措置の政令への委任）  
**第二百六十四条** この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。  
**（検討）**  
**第二百五十五条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。  
**第二百五十六条** 政府は、地方公共團体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共團体との役割分担に応じた地方税移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二年一月二二日法律第二百六〇号）抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定（公布の日）

附 則（平成二年五月三一日法律第九一号）抄

（施行期日）

（施行期日）抄

第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一五年六月一一日法律第七〇〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

（基本指針に関する経過措置）

第二条 農林水産大臣は、この法律の施行前ににおいても、第一条の規定による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下「新食糧法」という。）第四条の規定の例により、同条第一項に規定する基本指針（次項において「基本指針」という。）を定め、これを公表することができる。この場合において、同条第一項

二 前項の規定により定められた基本指針は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新食糧法第四条第二項第二号の規定の適用について、施行日から起算して二年を超えて四年の目標数量とする。

三 新食糧法第四条第二項第二号の規定により定められたものとみなす。

を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、同号中「米穀の需給の見通し」とあるのは、「米穀の需給の見通し及び地域別の米穀の生産の目標数量」とする。

(生産調整方針に関する経過措置)

**第三条** 新食糧法第五条第一項に規定する生産出荷団体等は、この法律の施行前においても、新食糧法第五条第一項及び第二項の規定の例により、同条第一項に規定する生産調整方針を作成し、農林水産大臣の認定の申請をすることができる。

(秘密保持義務に関する経過措置)

**第四条** 第一条の規定による改正前の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下「旧食糧法」という。）第四十八条第一項に規定するセンターラーの役員又は職員であった者に係る旧食糧法第四十九条第一号に掲げる業務に関する知識を得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(米穀の政府買入れに関する経過措置)

**第五条** 新食糧法第二十九条の規定（米穀の政府買入れに係るものに限る。）は、平成十六年産の米穀から適用し、平成十五年産の米穀については、なお従前の例による。

(米穀の出荷又は販売の事業の届出に関する経過措置)

**第六条** この法律の施行の際現に旧食糧法第三条第十一項に規定する登録出荷取扱業者、同条第十二項に規定する登録卸売業者、同条第十三項に規定する登録小売業者又は旧食糧法第二十八条第三項に規定する自流水通法人である者は、新食糧法第四十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に米穀の出荷又は販売の事業を行っている者（前項の規定により新食糧法第四十七条第一項の規定による届出をしたものとみなされる者を除く。）についての同項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百三号）」の施行の日から一月以内に」とする。

3 都道府県知事は、施行日において、旧食糧法第三十七条第一項に規定する登録卸売業者登録簿及び旧食糧法第四十三条第一項に規定する登

録小売業者登録簿を農林水産大臣に引き継ぐものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第七条** この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

**第九条** 米穀の政府買入価格の特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百三十六号)は、廃止する。

(止)

**附 則 (平成一八年六月二一日法律第五〇号)抄**

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

**附 則 (平成一八年六月二一日法律第九〇号)抄**

この法律は、平成十九年六月一日から施行する。

**第一条** 第二条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則 (平成一八年六月二一日法律第九〇号)抄**

(施行期日)

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

**第一条** (需給見通しに関する経過措置)

農林水産大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(次項において「新法」という。)第四十一条の規定の例により、同条第一項に規定する需給見通し(次項において「需給見通し」という。)を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた需給見通しは、この法律の施行の日において新法第四十一条の規定により定められたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成二一年四月二四日法律第二七号)**

(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、目次の改正規定、第二章第二节第一款の次に一款を加える改正規定並びに第五十三条、第五十六条及び第六十条の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成二三年六月一五日法律第六五号)抄**

(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して四十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (平成二三年六月二十四日法律第七四号)抄**

(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**附 則 (平成二七年五月二九日法律第三〇号)抄**

(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。

**附 則 (平成二七年五月二九日法律第三〇号)抄**

(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。

**附 則 (平成二七年五月二九日法律第三〇号)抄**

(施行期日)  
**第一条** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日